

答申第 13 号 (概要)

- 1 **件名** 私が暴力団等の反社会的勢力に関係しているとされているか否かわかる文書
- 2 **請求者** 高知県内の個人
- 3 **請求年月日** 平成 26 年 6 月 9 日
- 4 **原決定年月日** 平成 26 年 6 月 23 日
- 5 **決定の内容** 個人情報 の 存否 を 明らかに しない 決定
- 6 **審査請求年月日** 平成 26 年 7 月 7 日
- 7 **個人情報の存否を明らかにしない決定理由**

審査請求の対象となった個人情報開示請求は、請求人本人である特定の個人に係る情報収集活動に関する情報である。

そもそも、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、本人への通知等は予定されていないものであり、仮に、本件個人情報のような特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かがわかる情報が開示されることとなれば、警察による実態把握状況、情報収集能力、警察の関心事項や活動重点、それらの進捗状況等、警察の情報収集活動の実態が明らかとなってしまふおそれがある。

さらに、警察が入手した情報に関し、その情報源である情報提供者や捜査協力者等の存在が推認されたり、特定に至るおそれがあり、情報提供者等と警察官との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがある上、特定の個人が所属する集団等からの組織的な報復行為等により、情報提供者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれが高い。

このような状況になれば、犯罪行為を企図している者等が警察が未把握の人物を利用するなどして秘密裡に犯罪を敢行したり、証拠隠滅を図るなど、犯罪の潜在化及び巧妙化を一層助長するおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等今後の警察活動に著しい支障を及ぼすこととなり、ひいては公共の安全と秩序の維持に甚大な支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

したがって、本件開示請求に係る情報は、条例第 16 条第 1 項第 5 号に該当する。

また、本人からの個人情報の開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存在を確認した上で、存在している場合は開示又は非開示の決定を行い、存在していなければ存在していない旨を回答するのが原則であるが、本件開示請求は、請求人自身が、暴力団等の反社会的勢力に関係しているとされているか否かわかる公文書についての請求である。当該請求に対し、通常 の 取扱い に 従い、対象公文書が存在する場合に非開示理由を示して部分開示決定を行ったとすると、少なくとも、「請求人自身が反社会的勢力に関係している」という情報が公開されることとなる。逆に対象公文書が存在しない場合に公文書の不存決定を

行ったとすると、「請求人自身が反社会的勢力に関係していない」という情報が公開されることとなる。

つまり、本件開示請求に対し、対象個人情報が存在しているか否かを答えることは、必然的に当該請求人に係る警察による調査実態や調査事実の存否を明らかにすることとなり、請求人が暴力団等の反社会的勢力に関与しているとして把握されている事実の有無が明らかとなる結果、犯罪行為を企図している者等に対する捜査等の今後の警察活動に支障が生じ、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 16 条第 1 項第 5 号に定める非開示情報を開示することと同一の結果を招くこととなる。

したがって、本件開示請求に対し、対象個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 16 条第 1 項第 5 号の犯罪予防・捜査等情報を開示することとなることから、本件開示請求は条例第 18 条に該当するため、存否応答拒否決定としたものである。

8 審査請求の趣旨

本件個人情報の存否を明らかにしない決定の取消しを求める。

9 諮問年月日 平成 26 年 7 月 16 日

10 答申年月日 平成 26 年 12 月 5 日

11 審査会の結論 個人情報の存否を明らかにしないとした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

本件個人情報は、審査請求人本人である特定の個人に係る情報収集活動に関する情報であり、これが開示されることになれば、警察による実態把握状況、情報収集能力、警察の関心事項や活動重点、それらの進捗状況等、警察の情報収集活動の実態が明らかになってしまう可能性が認められる。

その結果、犯罪行為を企図している者等に対する捜査等の今後の警察活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということができ、本件個人情報は条例第 16 条第 1 項第 5 号の規定に該当すると認められる。

本件開示請求に対し、本件個人情報が存在する場合に非開示理由を示して部分開示決定を行ったとすると、少なくとも、「審査請求人自身が反社会的勢力に関係している」という情報が公開されることになる。逆に、本件個人情報が存在しない場合に公文書の不存在決定を行ったとすると、「審査請求人自身が反社会的勢力に関係していない」という情報が公開されることとなる。つまり、本件開示請求に対し、本件個人情報が存在しているか否かを答えることは、審査請求人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

したがって、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かがわかる情報は条例第 16 条第 1 項第 5 号の非開示情報に該当することから、条例第 18 条の規定により、個人情報の存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。